

## 入 札 説 明 書

入 札 件 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務  
入札執行の場所 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟6階入札室  
入札執行の日時 平成23年11月29日(火) 15時00分

- 第1 入札は別に公告(又は通知)した事項のほか、この説明書の定めるところにより行う。
- 2 入札に参加する者は公告(又は通知)に示した日時までに仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書(案)を熟覧しておくものとする。
- 3 入札後においてこの説明書に掲げた事項および仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書案の不知、又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は別紙、提出書類一覧にある入札事前提出書類を提出し、当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 第3 入札者が代理人であるときは代理権のあることを証明できる委任状を提出しなければならない。
- 第4 入札書は別紙様式により作成してこれを密封しその封皮の表面に入札件名、自己の氏名(法人にあってはその名称)、入札書在中と記載し公告(又は通知)に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
- 第5 入札者は入札書を入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わずこれを引換え若しくは変更し又は取消すことができない。
- 第6 入札の執行中に入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者がある時はその者を入札場外に退去させることができる。
- ① 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした場合
  - ② 公正な価格を害し又は不正な利益をうるため連合した場合
- 第7 開札は公告(又は通知)に示した日時及び場所において入札者の面前で行う。
- 2 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- 第8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 第9 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ① 入札書に金額が記載していない場合
  - ② 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書の場合
  - ③ 競争加入者本人の氏名及び押印(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印)が記載していない場合
  - ④ 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名が記載していない場合
  - ⑤ 代理人が入札する場合は、競争加入者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書の場合
  - ⑥ 一般競争において、公告に示した競争に参加するものに必要な資格のない者の提出した入

札書の場合

- ⑦ 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書の場合
- ⑧ 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書の場合
- ⑨ 入札金額の記載が不明確な入札書の場合
- ⑩ 競争加入者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札書の場合
- ⑪ 入札公告等において示した入札執行の日時までに提出されなかった入札書
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書

第 10 入札は予定価格の制限の範囲内で最低価格(売払い等の場合は最高価格)のものを落札者とする。ただし、当該入札が独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程第 21 条ただし書きの規程に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることができる。

2 前項本文の場合において落札者とするべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

3 落札者を決定したときは入札者にその氏名(法人にあつては名称)及びその金額をその場で発表する。

ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。

4 第1項本文の場合においては落札となる者がいないときは直ちに再度の入札に付することができる。

第 11 競りによる入札(競り下げを実施する場合に限る)を行うときは、開札した場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格があった場合に、予定価格の制限の範囲内に達した価格があったこと及び最低価格を入札者に通知し、入札者相互間の競り下げによる入札を行う。ただし、複数のもによる入札でなかったときは、競り下げによる入札を行わない。

第 12 その他一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

~~第 13 入札説明書は入札執行当日までに返却するものとする。~~

本件に係る連絡先

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部経理課契約係

TEL:03-6407-7705

FAX:03-6407-7649

E-mail: [honbu-keiyaku@niye.go.jp](mailto:honbu-keiyaku@niye.go.jp)

※ ただし、公平な入札機会の確保のため仕様書及び入札方法等に関する質問は、E-mail、FAX等により受け付けます。

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入 札 書

件 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務

入札金額 1時間当り 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成23年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 田中 壮一郎  
代理人 理 事 井上 明 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

印

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入札書

件名 独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務

入札金額 1時間当り 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成23年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 田中 壮一郎  
代理人 理事 井上 明 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

印

代 理 人

住 所  
代理人氏名

印

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入 札 書

件 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務

入札金額 1時間当り 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成23年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 田中 壮一郎  
代理人 理事 井上 明 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

印

復 代 理 人

住 所  
復代理人氏名

印

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

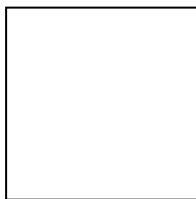
## 委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

平成23年 月 日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理 事 井上 明 殿

委 任 者

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例2:支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

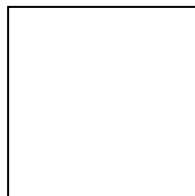
受任者(代理人) 住 所  
                  会社名  
                  氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6. ……………

委任期間 : 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理 事 井上 明 殿

委 任 者

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

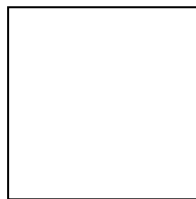
## 委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成23年 月 日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事長 田中 壮一郎

代理人 理事 井上 明 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所

会 社 名

代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

## 提出書類一覧

### I. 入札事前提出書類(各1部)

1. 平成23年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
2. 参考見積書(代表者名の記載及び社判・代表者印を捺印したもの。)
3. 仕様書の「4. 資格条件」において派遣を予定している労働者が有していることを証明できる書類  
※証明できる書類は Skill Sheet(作成例)を参照し、単に期間、業種、職務だけではなく、本人が具体的にどのような仕事に携わっていたか等を明確に記載すること。
4. 類似業務の契約実績(官公庁関係で同様の業務を行なった契約の写し)
  - ①契約書(近年の契約)
  - ②仕様書※契約実績がない場合は、今までの実績の中で一番近い業務について提出すること。  
※なお、名称等、公表を避けたい箇所には黒塗りし提出すること。

#### <提出方法>

1. 提出期限 平成23年11月21日(月) 12時00分(必着)
2. 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部経理課契約係
3. その他 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、事前提出書類その他入札公告及び入札説明書において求められていた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全に説明をしなければならない。

### II. 入札時提出書類(各1部)

1. 入札書
2. 定形封筒(入札書の提出用)
3. 委任状(代理人が入札参加の場合は様式2)  
(復代理人の場合は様式2、様式3)
4. 代理人(復代理人)の名刺(当日開札に参加される者の名刺)
5. (返却)本入札説明書  
※その他、再度入札に備えて、入札書の予備及び当日の開札に参加される代理人又は復代理人の印鑑を持参すること。(再度入札時の入札書の押印用)

#### <提出方法>

1. 提出先 入札執行会場で担当者に提出すること。

### III. 落札決定後の提出書類

1. 委任状
2. 落札内訳書

#### <提出方法>

1. 提出期限 契約の相手方として決定した日から5日以内に提出すること。なお、契約の相手方が遠隔地であった場合など特別な事情がある場合は、指定した期日までとする。)
2. 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部経理課契約係

## 契 約 書(案)

契約件名 独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務

契約金額 1時間当り 円(うち消費税及び地方消費税 円)

独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 田中壮一郎 代理人 理事 井上明(以下「甲」という。))と (以下「乙」という。))との間において、「独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部派遣職員業務」(以下「派遣業務」という。))について、上記の契約金額で次の条項によって締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (業務内容)

第1条 甲は、派遣労働者に別紙仕様書の業務に従事させるものとする。

### (派遣人員)

第2条 派遣労働者の派遣人員は3名とする。

### (派遣代金の支払い)

第3条 派遣代金は、契約金額に当該月における従業員の本労働時間を乗じたものとする。  
2 派遣代金及び割増派遣代金の計算は 5分単位とし、5分未満については切り捨てるものとする。なお、派遣代金及び割増派遣代金において、1円未満の端数が生じた金額については切り捨てるものとする。

### (派遣期間及び勤務時間)

第4条 派遣労働者の勤務時間は、次のとおりとする。

2 派遣期間 契約を締結した日～平成24年6月30日  
ただし、仕様書6.(1)に記載する期間まで継続勤務可能とする。

#### 勤務時間

① 9時00分～17時45分(休憩時間12時00～13時00分迄)

ただし、勤務日は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く日とする。また、施設整備の日など勤務を要しない日が発生した場合は、事前に甲から乙に連絡し、乙から派遣労働者へ説明を行ない勤務日としないこととする。

② 甲は派遣労働者に対して、時間外労働を命令することができることとする。

この場合は、事前に甲から乙に連絡し、乙から派遣労働者へ説明を行なうこととする。

③ 派遣労働者が不測の事故又は休暇等により連続3日以上勤務できない場合は、業務の実施に支障のない能力を持つ派遣労働者の交替を要請することができる。

### (就業場所)

第5条 派遣労働者の就業場所は、下記のとおりとする。

東京都渋谷区代々木神園町3番1号

独立行政法人国立青少年教育振興機構ゆめ基金部助成課

(派遣責任者)

第6条 甲・乙は、それぞれ次の者を派遣責任者とする。

甲

乙

(指揮命令者)

第7条 甲において、労働派遣者に具体的な業務の指揮命令をする者は、下記の者とする。

契約業務担当者：

出納業務担当者：

(安全衛生)

第8条 派遣労働者は、甲の安全衛生に関する諸規定を遵守しなければならない。

2 安全衛生については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び労働基準法(昭和22年法律第49号)の定めるところによる。

(苦情処理)

第9条 派遣労働者からの苦情の申出を受ける者は、甲・乙はそれぞれ次の者とする。

甲

乙

2 派遣労働者から苦情を受けた場合には、速やかに、上記の者にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた場合には、迅速かつ適切な処理を図るものとし、早期解決に向け双方協力するものとする。

(請求書の送付先)

第10条 乙は、毎月末日までの業務が完了した後、請求書を独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部経理課契約係に送付するものとする。

(出勤簿)

第11条 乙は、業務完了後、出勤簿を甲の指揮命令者に提出し、確認を受けるものとする。

(支払い条件)

第12条 甲は、適正な請求書を受理後原則として検収の翌月末に支払うものとする。

(違約について)

第13条 甲は、次の各号の一に該当事由が生じた時は、違約金を請求することができる。

2 派遣労働者が施設等の破損等により、利用者、職員等が活動する上で保証されている環境が提供できなくなり、利用者、職員等の活動が制限されたとき。

3 業務を著しく遅延若しくは支障をきたした事を甲が乙に問い合わせ、乙が違約のない事を証明できないとき。

(違約に対する措置)

第14条 違約に対する措置は、下記のとおりとする。

2 本契約書第15条①については、下記の計算式による違約金を請求できる。

契約金額×派遣労働者予定労働総時間数×5%

3 本契約書第15条②については、下記の計算式による違約金を請求できる。

契約金額×派遣労働者予定労働総時間数×3%

4 違約金の請求については、下記の計算式を限度とする。

契約金額×総派遣労働者予定労働総時間数×10%

5 当該金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額に派遣労働者予定労働総時間数を乗じた10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

① 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

(以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規程に違反し、又は乙が構成員である事業団体が同法第8条第1項代1号の規程に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会公示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

② 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

③ 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(契約の解約)

第16条 甲は、乙がこの契約条項に違反したとき又は、乙の過失怠慢によって義務を履行する見込みがないと認められるときは、いつでも契約を解除することができる。

2 乙は、乙の責に帰することができない特別な理由により、この契約業務の遂行が不可能な場合は、甲の承諾を受け、この契約を解除することができる。

3 甲は、派遣契約期間の中途において、やむを得ない事由によりこの契約を解除しようとするときは、乙の合意を得た上で、解約しようとする日から遡って30日以上前に、書面により乙に通知するものとする。

この場合において、労働者派遣契約の解除に伴い、乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に相当する額について損害の賠償を行うこととする。

(紛争について)

第17条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(一般的約定)

第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間で協議して定めるものとする。

(その他)

第19条 その他、上記以外の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則と甲・乙間で取り決めた基本契約を準用するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成23年 月 日

甲 住所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
氏名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 田中 壮一郎  
代理人 理事 井上 明

乙 住所  
氏名